

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 7 月 3 日

【会社名】 ニプロ株式会社

【英訳名】 NIPRO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 山 崎 剛 司

【本店の所在の場所】 大阪府摂津市千里丘新町 3 番26号

【電話番号】 06(6310)6804

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員Chief Financial Officer 余 語 岳 仁

【最寄りの連絡場所】 大阪府摂津市千里丘新町 3 番26号

【電話番号】 06(6310)6804

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員Chief Financial Officer 余 語 岳 仁

【縦覧に供する場所】 ニプロ株式会社 東京支店
(東京都文京区本郷 4 丁目 3 番 4 号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2026年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

株主総会、取締役会の運営方法の見直し

柔軟な株主総会の運営を可能にすることを目的とし、定款15条（招集権者および議長）に定める株主総会の招集権者および議長をあらかじめ取締役会が定めた取締役とすることに変更しました。

また、併せて柔軟な取締役会の運営を可能とすることを目的とし、定款第22条（取締役会の招集）第1項に定める取締役会の招集権者および議長をあらかじめ取締役会が定めた取締役とすることに変更しました。

取締役員数の見直し

新たな経営体制の構築を図るため、定款19条（員数）に定める取締役の員数を10名以内とすることに変更しました。

剰余金の配当基準日の定め

2025年6月開催の第72期定時株主総会において、剰余金の配当の決定機関を取締役会とする体制としたことを踏まえ、配当事務の円滑化を図るため、基準日に関する定めを設けるとともに、語句の修正、規定の明確化を図る観点から、定款第38条（剰余金の配当等）を変更しました。また、剰余金配当の基準日について、改めて明確化を図るため、定款第39条（中間配当）を削除したうえで、新たに定款第39条（剰余金の配当の基準日）としての規定に変更しました。

第2号議案 取締役9名選任の件

佐野嘉彦、山崎剛司、余語岳仁、箕浦公人、大山靖、服部利昭、吉森俊和、今泉泰彦および田中（伊東）美華子の9名を取締役に選任

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

佐野元昭を補欠監査役に選任

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

当社取締役を退任された吉岡清貴氏、増田利明氏、小林京悦氏、佐野一彦氏、芳田豊司氏（以上の5名は2025年6月26日任期満了）、西田健一氏、中村秀人氏、宮住悟一氏、貞廣衝氏、二階堂拓氏、西迫英之氏、米田淳氏（以上の7名は2026年6月26日任期満了）に対し、在任中の労に報いるため、当社規程に従い、退職慰労金を贈呈することとし、具体的な贈呈の時期および方法等は、取締役会にご一任いただくことになりました。

(3) 議決権の状況

- | | |
|---------------|------------|
| 1) 議決権を有する株主数 | 46,830名 |
| 2) 総議決権数 | 1,636,107個 |

(4) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	議決権行使の内容(注)1			可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)		
第1号議案 定款一部変更の件	1,021,008	4,470	2,050	(注)2	可決 99.4
第2号議案 取締役9名選任の件				(注)3	
佐野 嘉彦	881,567	144,795	2,050		可決 85.7
山崎 剛司	932,812	93,552	2,050		可決 90.7
余語 岳仁	972,973	52,809	2,637		可決 94.6
箕浦 公人	975,047	50,735	2,637		可決 94.8
大山 靖	975,064	50,718	2,637		可決 94.8
服部 利昭	975,966	50,404	2,050		可決 94.9
吉森 俊和	1,014,773	11,008	2,637		可決 98.7
今泉 泰彦	1,007,170	18,611	2,637		可決 97.9
田中(伊東)美華子	1,021,138	5,233	2,050	可決 99.3	
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	1,019,871	5,569	2,050	(注)4	可決 99.3
第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件	659,287	366,204	2,050	(注)5	可決 64.2

- (注) 1. 当日出席株主による議決権数には、当日出席された株主(役員および委任状提出によるものを含む)の内、賛成、反対または棄権について確認できた議決権数のみ算入しております。
2. 当社定款第17条第2項の定めにより、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上(本総会においては545,369個以上)を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成により可決します。
3. 当社定款第20条第1項の定めにより、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上(本総会においては545,369個以上)を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成により可決します。
4. 当社定款第29条の定めにより、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上(本総会においては545,369個以上)を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成により可決します。
5. 当社定款第17条第1項の定めにより、議決権を行使することができる株主の議決権の半数以上(本総会においては818,054個以上)を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成により可決します。

(5) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権数および当日出席された株主(役員および委任状提出によるものを含む)の内、賛成、反対または棄権について確認できた議決権数との集計により、各議案とも可決要件を満たしたことから、当日出席された株主の内、賛成、反対、または棄権について確認ができていない一部の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権数は算入していません。